

平成24年度 京都人権啓発行政連絡協議会人権研修会の開催概要

なお、本研修会は、京都市「企業向け人権啓発講座」第5回にも位置付け開催しました。

記

- 1 日時 平成24年9月24日(月) 午後2時～午後4時20分
- 2 場所 京都テルサ (テルサホール)
(住所 京都市南区東九条下殿田町70番地 京都府民総合交流プラザ内)
- 3 内容 講演(1) 午後2時5分～午後3時5分
演 題 「えせ同和行為への対処法」
講演者 和田 敦史 氏 (弁護士)

講演(2) 午後3時15分～午後4時15分
演 題 「パワーハラスメント」
講演者 中川 恒信 氏 (中川総合法務オフィス代表)

講演趣旨

(1) えせ同和行為への対処法

えせ同和行為は、不当な要求を受ける人々の人権を侵害するだけでなく、国民の間に同和問題に対する誤った意識を植え付け、新たな差別意識を生む大きな要因となっています。このような行為を放置しておく、多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すことになり、差別解消の道に逆行する行為と言えるものです。

そこで、本研修会では、えせ同和行為の実情やその対処法を紹介し、えせ同和行為への適切な対処法を学びました。

(2) パワーハラスメント

「パワーハラスメント (パワハラ)」は、労働者の基本的人権である人格権を侵害するとともに労働環境を破壊して労働生産性を低下させるので、あってはならない行為です。

平成24年3月15日には、厚生労働省から企業等に対策を求めるパワーハラスメントに関する提言が出ました。また、平成19年頃からの裁判では、パワーハラスメントによる損害賠償の訴えが司法の現場で認められるケースが増加してきています。

そこで、本研修会では、パワーハラスメントの最前線情報をお伝えするとともに、パワーハラスメントのない職場作りの方法と発生時の対処法を紹介しました。

京都人権啓発行政連絡協議会とは

京都府内を行政区域とする国の行政機関・京都府・京都市が相互に連携し、人権擁護思想の普及・高揚に資するため、効果的な人権啓発活動の推進に努めています。

〈 構成機関 〉 京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局
・近畿経済産業局・近畿運輸局・近畿地方整備局・京都府・京都市